

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																				
政策企画部 サミット協力室	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが3件あった。</p> <table border="1" data-bbox="486 562 1644 716"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>人数</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府※</td> <td>令和元年6月11日</td> <td>29,096円</td> <td>1人</td> <td>令和元年9月6日</td> </tr> <tr> <td>大阪府※</td> <td>令和元年6月12日</td> <td>29,500円</td> <td>1人</td> <td>令和元年9月3日</td> </tr> <tr> <td>大阪府※</td> <td>令和元年6月24日</td> <td>28,780円</td> <td>1人</td> <td>令和元年9月3日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※東京発</p>	出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日	大阪府※	令和元年6月11日	29,096円	1人	令和元年9月6日	大阪府※	令和元年6月12日	29,500円	1人	令和元年9月3日	大阪府※	令和元年6月24日	28,780円	1人	令和元年9月3日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>	<p>本事例について部内で共有し、旅費事務の適正な執行を行うよう周知を行った。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日																			
大阪府※	令和元年6月11日	29,096円	1人	令和元年9月6日																			
大阪府※	令和元年6月12日	29,500円	1人	令和元年9月3日																			
大阪府※	令和元年6月24日	28,780円	1人	令和元年9月3日																			

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）